

のとおりなんですかとも、このあたりになつて

きますと、幼稚園に通わせていたりとか、保育園

もそうですが、特に幼稚園なんかに通わせていて

三年保育、二年保育ということになりますと、三歳ぐらいからちょうど、親の側の意識としては、

保育園に、あるいは幼稚園に通つている時間につ

いては手をかけていないという認識になりますか

ら、数字の上ではそこでがくつと落ちるのはむしろ当然のことだと思います。

ただ、先ほどの二一ズのところとあわせて考えてみますと、一日二十四時間の中で手をかけている時間というのは減つているかもしれませんのが、

ただ、二十四時間の中で、コアタイムというが

あるんじゃないのかなということなわけでござい

ます。つまり、朝送つていきたい時間、あるいは

家に帰つて御飯をつくりてあけたい時間といふも

の、どうしてもこの時間はもう既に家にいたいと

いうふうに考える次第でございます。

そうであるといったままで、これもその方が望んでいたいといったような御答弁があつたかと記憶しているのですが、改めまして、この勤務時間の短縮等の措置の対象となる子供の年齢というのは、三歳ではなくて、より一層の対象年齢の引き上げというものが必要なのではないかと考えますが、

この点、厚生労働大臣、確認のため御答弁願います。

○坂口国務大臣 今御指摘をいただきましたことにつきましては、一応、委員との間でもかなり意見の調整が進んでいるようございますので、これは少しちょっと読ませていただきますから、また足らないところがあつたら御指摘ください。

今回は勤務時間の短縮等の措置の義務の対象と

なる子の年齢を三歳までに引き上げますが、勤務

時間の短縮等の措置は小学校就学の始まります時

期までの子を対象とすることが望ましく、措置の導入が進むよう積極的な指導援助に努めてまいり

たいと思います。

○山花委員 ありがとうございます。

それでは、もう一つ、違う論点についてでございます。期間を定めて雇用される労働者についてでございます。

二条一号の労働者のところには、

括弧書きがございまして、期間を定めて雇用され

る者は適用除外となっております。

労働法の世界では、解雇に関しては、労働契約の反復更新があつて当該契約が期間の定めのない

契約と実質的に異なる状態となつてお

う場合には、これは解雇の議論ですが、解雇保護

の適用が認められるといったような判例、裁判例

の理論がございます。育児・介護休業法の場合で

も同様に運用される旨の御答弁があつたと記憶し

ておりますが、問題は、裁判になつてからでは遅

いのでございまして、期間を定めて雇用される労

働者の取り扱いについては、裁判を起こさなくて

も済むように、できるだけ明確に指針で定めた方

がよいものと考えますが、厚生労働大臣、確認の

御答弁をお願いいたします。

○坂口国務大臣 労働契約の形式上期間を定めて雇用されている者でありましても、当該契約が期間の定めのない契約と実質的に異なる状況となつてお

る場合には、育児休業及び介護休業の対象となるので、どのような者がそれに該当するのか、できる限り明確に指針で定めることいたしました。

○山花委員 次に、十条の関係についてお願いをいたします。

午前中の参考人質疑でも、中央大学の山田参考人からも御指摘がございました。十条については、解雇だけではなくて、不利益取り扱いの禁止といふことが規定されるようあります。この禁止の具体的な内容は指針で明らかにされるところでございますが、どのような内容を定めるといふ考え方でございます。

○坂口国務大臣 事業の正常な運営を妨げる場合に該当するか否かは、その労働者の所属する事業場を基準として、労働者の従事する業務内容、業務の繁閑、代行者の配置の難易等諸般の事情を考慮して客観的に判断され、例えば、同一時期に多数の専門性の高い職種の労働者が請求した場合であつて、代替が著しく困難な場合などが該当するものと考えております。

○坂口国務大臣 事業主は、労働者の請求が実現されるよう、通常考えられる相当の努力をすべきものであつて、代替が著しく困難な場合であつて、代替手段の有無の確認を行うことなどが考えられます。

○坂口国務大臣 転勤の対象となり得る労働者への配慮の内容といたしましては、育児や介護の状況を把握すべきであるのかということについて、確認のため、厚生労働大臣、御答弁をお願いいたしました。

政府のお立場といたしましては、この転勤の配

慮規定について、具体的な中身、つまりどのような配慮がすべきであるのかということについて、

があるということで議論があつたところでござい

ます。

○坂口国務大臣 転勤の対象となり得る労働者への配慮の内容といたしましては、育児や介護の状況を把握することや、労働者本人の意向をしん

しゃくすること、転勤させた場合の育児や介護の代替手段の有無の確認を行うことなどが考えられ

ております。

○坂口国務大臣 脇頭にも御答弁いただきました

から、新しく日本社会、二十一世紀の日本の社

会をつくっていく上で、男女共同参画基本法にも

ござりますけれども、あらゆる分野において男

性、女性の別なく社会に参画できていけるよう

な社会をつくるいかなければいけないと思います

とともに、事業主婦という選択をすることも、こ

れは一つの価値判断だと思っております。それは

当たり休業期間を超えて働くなかつたものとして取り扱うことや、正社員からパートタイム労働者への身分変更を行うこと、仕事を与えないなど就業環境を害することは、不利益取り扱いに該当す

ると考えており、それらの具体的な内容について指針で定めることといたします。

また、休業の取得を理由とする配置の変更も不

利益取り扱いに該当する場合があり、あわせて指

針で明瞭化することにいたしたいと思います。

○山花委員 今回の法改正で新しく入つてきまし

た時間外労働の制限のところについて、お伺いし

たいと思います。

この条項の中に、もともとございます深夜業の

制限と同様、事業の正常な運営を妨げる場合に

いては例外となるという条項がついでござい

ます。これが本来であればない方が望ましい条項で

あると考えます。そしてまた、深夜業のときに

も、これは極めて限定的なケースに限られるもの

が、もう一度、時間外労働の場合も私は同様と

なっています。

○山花委員 今回の参考人質疑でも、中央大学の山田参考

人からも御指摘がございました。十条について

は、解雇だけではなくて、不利益取り扱いの禁止

といふことが規定されるようあります。この

禁止の具体的な内容は指針で明らかにされる

ところでございますが、どのような内容を定めるといふ考え方でしようか、御答弁をお願いいたしま

す。

○坂口国務大臣 休業の取得を理由として、解雇

のみならず、減給したり、退職金や賞与の算定に

以上です。

それで立派な生き方だとは思いますがれども、一方で、固定的な性別に基づく割分担ということについては、少しでもこういった法制でなくしていかなければいけないんだと思います。

せひとも、私どもいろいろ今後とも提案をさせていただきたいと思いますとともに、厚生労働大臣としても御努力いただきことをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、佐藤公治君。

○佐藤(公)委員 自由党、佐藤公治でございます。

もう先ほどからいろいろな御質問が出ておりました。ですが、その中の一点で、これは私が聞きましたことなんですが、前回の国会の、前回といつても十年前の議論のとき、中小企業に対するやはり配慮、猶予があつたということが育児の関係でございましたけれども、その場合、そのと

悪いなうで、このたび、先ほどの質問者の江田先生の中では副大臣が御答弁された。この社会状況に関して、厳しい、非常に中小企業に対する負担を強いようになる、また副大臣も、なるであろう、御無理を苦うようなことの話があつたかと私は思います。

これは、私が聞き間違えていたら申しわけございません。こういつた質問に対しても、やはりどうしてもらつと気になることがござります。これがあつたかという点がござります。これがござります。がたいと思います。

まず最初に、江田委員からの御質問の中で、この厳しい経済状況の中で日々経営に苦労している中小企業が、この改正に基づいた新たな負担にこたえられるかどうかという点がござります、こういう質問でのお話をうながしています。

そういう質問の中でも、副大臣がお答えになります。

この大もとは、僕は前回のときに聞いたときに、もとより少子高齢化、少子化から出ている話だと思います。そういう部分で、この大事さ、だから僕は整理を前回したつもりだったのです。だけれども、こういう御答弁があつたことが一点。

そして、これは全体的に見ますと中小企業の事業主の方々を含めた事業所主体のメリットもあるのではないかなど。この事業所主体のメリットといふのは、一体全体何を指しているのだろうか。

これは、変に責め立てるというわけじやございませんが、私が言いたいことは、失業率が五・三%、経済状況、これはもう皆さん方御存じのところが、いかに、持つべきところの状況に、こういふお答えというのは、私はいかがかなという気がいたします。

きのうも厚生労働大臣が、やはりそういう危機感、大変な経済状況ということで、雇用調整助成金のことを発表されたり、大変に今みんなが苦労しながらやっている中、ここら辺の、メリットといふ部分を御説明願えればありがたい。また、その意識に関して、もう一度、副大臣、御自分の気持ちで結構です、お答えになつていただければありがたく、よろしくお願ひいたします。

○南野副大臣 先ほどこのように答弁させていたいた、江田先生に対してでござりますが、私の気持ちいたしましては、やはりこの法律の改正というものはこれからしていかなければならぬものではないかということについての点には、一

点、先生と共に通するものがあるのではないかなど

いうふうに思います。

そこで、お尋ねの「経済社会の活力を維持していく上で」ということは、厚生労働省は厚生労働省として一生懸命努力はいたしております。これ

も、雇用の促進とかそつたことにも努めて

おりますが、それは、何も厚生労働省一省だけ

努力してできるものではない。皆さんとともに

できたいというような形から提案申し上げてい

ることが、そういうふうな表現でさせていただい

たということをございます。

さらに、中小企業の方たちの事業主全体もメ

リットといふ、このメリットといふことは、先生

がどのように評価されるかということは別でござ

いませんが、育児両立支援奨励金、それからさらに

看護休暇導入奨励金というものを我々はこの中で

セッティングいたしました。

それにつきましても、平成十四年度の予算要求

の中でもござります。これが通らなければ、またどう

しようもないことではござりますが、その中で

も、本当に中小企業の事業主の方たちは大変御苦

労しておられるということであり、大企業との間

に少し差をつけた要求をさせていただいている。

そういう意味では、努力していただけるかいもあるのではないかなど、そのようなことを思つての

この表現でござります。

以上でござります。

○佐藤(公)委員 済みません、ちょっと細かいことで、でも僕は大事なことだと思います。

この事業主体のメリットは、では、今の御説明

で言いますと、そういうことの助成金を出すから、それがあるからメリットになりますよという

ことをおっしゃられているのでしょうか。

○南野副大臣 今先生がおっしゃっておられるように、やはり、一応御就職いただいた方がやめないうふうに思いますし、これから先の子供たちの成長及び就職というようなことも勘案してのこ

とであるわけでござります。

一番困つておられるこのボイントは、やはり人材確保が難しいのではないか、そういうような

ことに対しても我々は大きく努力していこう、努

めているところであるということでございま

す。

○佐藤(公)委員 わかりましたというか、よくわからぬというところなんですけれども、本当は本當に重要であり、」と。経済活力を維持していくことが重要でありと一番に挙がつてある点、これが僕ちょっとよくわからない部分があります。

確かに大事なことは大事。後に「少子化に対応していくという側面もございますが」というこ

と。

したのは、まず一点は、「今回の法律改正といい

ますのは、経済社会の活力を維持していく上では

いく上で」ということは、厚生労働省は厚生労働省として一生懸命努力はいたしております。これ

も、雇用の促進とかそつたことにも努めて

ておりますが、それは、何も厚生労働省一省だけ

努力してできるものではない。皆さんとともに

できたいというような形から提案申し上げてい

ることが、そういうふうな表現でさせていただい

たということをございます。

さらに、中小企業の方たちの事業主全体もメ

リットといふ、このメリットといふことは、先生

がどのように評価されるかということは別でござ

いませんが、育児両立支援奨励金、それからさらに

看護休暇導入奨励金というものを我々はこの中で

セッティングいたしました。

一応私どもは、もう先に申しますと、この育児・介護そして児童福祉、児童福祉に関しては賛成という立場で質問させていただいておりますが、これをずっと見させていただく中、児童福祉法改正提出者の方にお聞きしたいんですけれども、今全体的な時代の流れというの、やはり規制の緩和とか民営化という流れが強くあると思います。そういう中でも、小泉総理が聖城なき構造改革ということを盛んにお訴えにならっている部分があるかと思いますが、それにおいては贅否いろいろあると思います。それは別にしても、その流れの中からいえば、このたびの改正は、本来ならばよりその点に踏み込んだ議論、提案があるかもしれませんとも思つてのこの表現でござります。

それにつきましても、平成十四年度の予算要求の中でもござります。これが通らなければ、またどうしようもないことではござりますが、その中でも、本当に中小企業の事業主の方たちは大変御苦労しておられるということであり、大企業との間に少し差をつけた要求をさせていただいている。そういう意味では、努力していただけるかいもあるのではないかなど、そのようなことを思つてのこの表現でござります。

以上でござります。

○佐藤(公)委員 済みません、ちょっと細かいことで、でも僕は大事なことだと思います。

この事業主体のメリットは、では、今の御説明で言いますと、そういうことの助成金を出すから、それがあるからメリットになりますよという

ことをおっしゃっているのでしょうか。

○南野副大臣 今先生がおっしゃっておられるように、やはり、一応御就職いただいた方がやめないうふうに思いますし、これから先の子供たちの成長及び就職というようなことも勘案してのこ

のか。そういう部分に対するお考え方をちょっと聞かせていただければ。また、そういう議論があつたのであれば、どういう将来の方向性を持つてこの法律をつくられているのか・改正をしようとしているのかということをお聞かせ願えればありがたく、よろしくお願いを申し上げます。

○塩崎議員 佐藤委員のただいまの御質問でござりますが、いろいろな議論がございました。当初我々が考えた案から少し変わっているところもございますが、今おっしゃったようなPFIの問題題であるとかそういうところも確かに出てきたこ

な効果が出てこないんじゃないかなというふうに思つております。
まあ、いろいろ憲法の制約等々があるという話もありますが、我々としては、やはり今申し上げたように、ニーズが、片っ方で待機児童の解消というのがあつて、そして公的負担をどうやって寄り金繰りも含めて軽くして、早くいいサービスを提供していくか、そして、当事者、お母さん、お父さんたちの負担は、今のままでいければ、どういうやり方にもしても同じようになつてきますけれども、変わらない、こういうふうに考えていくべきではないのか。

○塙崎議員 これは、いろいろ我々担当しておりますけれども、今おつしやったように、規制強化の部分も必要じゃないか。それは、さつき私が申し上げたように、公的なサービス、パブリックサービスの質というものを絶対守らなきやいけない、そして、最低基準も設けてということでありますが、今回の法改正においては、無認可の保育所についてもきちっとしたディスクロージャーをやるし、公的当局もそれをしっかりと見ていくし、罰則も設ける。こういうことで、書面による提示も含めてやっているという意味では、無認可の分

話し合って省令でとします。これはやはりこのおつしやつたんすけれども、これはやはりこの場である程度はつきりさせておかないといけないことだと思いますが、いかがでしようか。

○根本議員 省令でというのは、要は法律、制度の立て方として、法律で定めるべき事項と、それから政令、省令にゆだねるべき事項と、これは制度論としてまずあるわけです。その意味では、省令にゆだねている部分は確かにあるんですね。ですから、どういうものを省令にゆだねるかという基本的な考え方を先ほど私はお答えしたわけであります。

ように、我々としても、P.F.I.を含めてこれからは公設民営の手法も多様化していくがなければいけない、こう思つてゐるわけであります。

考えてみれば、まず第一にニーズというのがある、政策ニーズがある。これは何かというと、待機児童の解消、早期に解消しないといけない。そして、いろいろな手法がありますね。そして制約もあって、公的当局がまず資金調達等々での御苦労もある。それから、民間の人たちにどうでもなかなか都市部では買えない。いろいろな形で、貸与も含めて、そしてP.F.I.も含めてやろうじゃなかとかいうふうに考えているわけであります。

今的方式のいわゆるP.F.I.のやり方というのを見てみますと、いわゆるB.T.O.、先生多分御存じだと思いますけれども、ビルド、それからトランクファーム、オペレーションということで、まずは時間がつづいて公的当局に渡してしまって、それがことごとく借りりましてオペレーションする、こういうことになつているわけであります。さあ果たして我々が考えなければならないこと、すなはち私は三つあると思うのです。まずサービスの質の確保、向上というのが一つです。それから、専門者、つまり保護者のお母さん、お父さんたちの負担。それから、公的当局の負担をどうするのか。こんな中からP.F.I.というのは出てくると思うのですけれども、今のB.T.O.のやり方では私は十八

らやつていくことが大事なんではないのかななどというふうに思つておりますし、そういう議論が我々との与野党の議論の中でもあつたというふうに承知をしております。

○佐藤(公)委員 ある意味で民営化というか規制緩和という部分になつてくるかと思ひますけれども、その規制緩和という部分は、私自身、皆さんもそうだと思いますけれども、規制の緩和と同時に、やはりそれには絶対に規制の強化というものが、表裏一体というか、一緒になつたものがあつたと思います。

例えば、今回これにしても、一番の目的は何か。何かと言つたならば、もうこれは、ここに書かれている、やはり、地域において児童が安置して、親御さんたちが安心してやつていけるということ、ここが一番のポイントになると思います。でも、これを目的としてやつしていくとはいひものの、やはりそれに、今現状あるものに携わっている方々、職員の方々、いろいろな方々もいらっしゃる。そういう部分のこととも配慮したり考えたり、やっていかなければいけない。

ある意味で、そういう今先生がおつしやられたような規制の緩和というの、同時に規制の強いう部分も考えていくべきものがあると思ひますが、その辺のあたり、先生何か、特にこれをいく場合にはこういう部分を強く考えていく

はかなりなっていますし、基本的には、規制強化といつても、基準自体は公でやろうと民でやろうと変わらない基準を設けているわけであって、引き続きディスクローズしていくことによって当然ブレッシャーはかかっていくことであるわけありますから、質の面においては決して規制を緩めではないという気持ちは全く同じだと思います。

○佐藤(公)委員 今の規制の強化というか、はつきりしなきやいけない部分というのは、確かに干供たちのためということが一つ。また、それに固める部分もあると思いますので、その辺を十分考え方、そして今後も御検討願えればありがたく、それはお願ひしたいかと思います。

また、先ほど根本先生の方からもお話をございましたが、例の水島委員からの御質問の中で、田口出制に關して、またこれは根本先生がお答えになられたのでひっかかっていまして、聞かせていただければありがたいんですけども。

省令で決めていく、小さいところはということをおつしやったんですけども、僕はこの辺はつきりこの場でしておいた方がいいんじゃないかなという気がするんです。先ほど水島委員がまあ小さいところはもしかしたらいいのかな、ランスの問題だということをおつしやられましたけれども、そこら辺のあたり、今後議論しながら

る認可外保育施設、これはやはり届け出るような認可外保育施設、それは日々お子さんを預かるのは、基本的には、要は、日々お子さんを預かるのと外保育者が話で届け出る型がありますが、一つは事業所内保育施設。つまり、病院で看護婦さんのための保育施設をつくる、これは、事業所が事業所のみずから事業運営の一つの形態として子供を預ける施設をその事業所としてつくるわけです。これは一般に開放している保育施設ではありませんから、届け出の対象にしなくともいいだろう。先生のおっしゃる、届け出というのはある意味で規制ですから、法律上、出をさせるという法律上義務づけるものは、その守るべき保護法益とのバランスで規制すべきだ。ですから、届け出の対象は、必要なものを届け出の対象にするという意味で、事業所内保育施設は対象外としていいんではないか。

それから、保育ママ的な、自分の自宅で二、三人預かっていますというような形態のものは、それも届け出対象から外していいんではないか。ただ、届け出対象としないからといって、今までの指導監督権限の多様化、あるいは機動的な対応ということで改善命令とか立入調査とか報告書の業務停止命令、こういった行政命令の対象

な効果が出てこないんじゃないかななどというふうに思つております。

いう部分がありましたら、お答え願えますでしょ
うか。

話し合って省令でとし、うそを矢張りおつしやつたんですけども、これはやはりこの場でやる程度はつきりさせておかないといけない

はいたします、こういうことで先ほどお話をいたしました。

○佐藤(公)委員 このたびのこの法律改正に関するところでは、やはり発端というのが、今痛ましい事故が多く出てきている、そういう部分から入られてこないうふうなことになつていてると思います。本当に言いますと、確かに行政的ないいろいろなおくれがあつたことも事実認めざるを得ないところがあると思いますが、これだけで議論して、いつもいつもこういう形で、何かあると動く、常にバッチャーワーク作業になつちやう。根本議論というものが余りされないまま急いでこうやつてやる、とするとこれが僕は今回の国会運営で何か非常に不満な部分がある。

やはりこれは、与党さんも、本当に平時ににおいて、一つの、これももしかしたら危機管理体制の一端かもしれない。そういうこととからいえば、今いろいろな問題がある中で、平時のときにやはり話しあつて、根本議論をして、バッチャーワーク作業にならぬよう。

余計な規制はやはり僕は必要ないと思う。これはもう皆さん御存じのとおり。そういう部分であれば、もうある程度規制はなくしていく、つくらない方がいい、こういうものを持つていることは事実で、もうこれはおわかりのとおりだと思います。そういうことでも、ひとつまたそういう部分を考えながら御議論を願えればありがたいと思います。

先ほど、また他の委員からもお話を出ました。これは質問通告しておりませんので、提出者の方々のお考へでお聞かせ願えればありがたいと思いますが、幼保一元化ということです、まずいですかね、幼保一元化。

この幼保一元化というのがやはり、ある意味で役所における縦割り行政のいろいろな悪いところもあり、いいものもあります。幼稚園というのを、二つの、教育とか保育所とか、そういう一つの目的を持つてつくられている。そういう部分、当初の出だしにいろいろと違う部分でこの一元化

論というのがなかなかうまく話が進んでいない部分があるんですけれども、今回のこの改正案において、一元化論というのは話が皆さんの方の方で出たんでしょう。もしも出て、どういうふうにお考へになられるのか、あればお聞かせ願えればあります。

○根本議員 幼保一元化論は、特に議論としては出ておりませんでした。

ただ、私も、幼保一元化論というのは一体何なんだらうかと常々、いろいろな方が幼保一元化論というのをおっしゃるんですけど、どういう趣旨で、一体どういうことを指して幼保一元化論、幼保一元化と言つておられるのか。まず、先生のおつしやる幼保一元化という概念をお聞きしたいと思うんですが。その次に私が考えを述べたいと思います。

○佐藤(公)委員 幼保一元化論、ここにも全部書かれてありますし、これを読めばそれで終わっちゃうかもしませんけれども、私の気持ちも含めてお話をします。

幼保一元化論というのは、今、社会構造、社会が変わるもので構造が変わっていく、その中で、やはり国民のために、子供たちのためにいい形ができるべきかということで、むだなものをなくして、効率性を高めるために一元化論というのが存在するというのが私が思つてゐるところでございまます。

つまり、これがいいか悪いかはこれからいろいろな議論の中での話ですけれども、もう根本先生御存じのように、いろいろな法律、規制がお互いにある。御存じのように、幼稚園だったら文部科学省、保育園だったら厚生労働省、こういうものが分かれていることによって非常に不便なところがあつたり、一緒になつたらより効率化ができるのにということがある。僕は、そういう意味での一元化論、いかに子供たちの、国民のために一元化論がプラスになるかということを考えた議論だと思います。

○根本議員 はい、わかりました。

私は、そこのところはないんだろう。

ただ、そこは概念が違いますから、幼稚園と保育園というのは別建てであるんです、担当省庁も違います。実は、大事なのは、子供の立場に立つたときなどいう取り組みが必要か。例えば幼稚園では、預かり保育というのをつまり午前中は幼稚園、それで、保護者のニーズが高まっていますかね。これを全くイコールにしなさいという話は、私は、そことのところはないんだろう。

私は、そこは概念が違いますから、幼稚園と保育園の立場に立つたときなどいう取り組みが必要か。例えば幼稚園では、預かり保育というのをつまり午前中は幼稚園、それも預かり保育というのをやるようになつてまいりました。私は、これはいいことだと思うのです。

それからもう一つ、私は、機能的な幼保一元化論というのが必要なんではないかと思うのは、例えば子育て支援で、幼稚園の方でも教育センターをつくり、そこで子育て支援をする。そういう取り組みも出てくる。一方で、保育園の方では、保育所に子育て支援センターをつくりて子育て支援をする。私は、それは別々にやるべきではなく、をつくりて、そこで子育て支援をする。そういうお話をします。

幼保一元化論の中での話ですけれども、もう根本先生御存じのように、いろいろな法律、規制がお互いにある。御存じのように、幼稚園だったら文部科学省、保育園だったら厚生労働省、こういうものが分かれていることによって非常に不便なところがあつたり、一緒になつたらより効率化ができるのに、ということがある。僕は、そういう意味での一元化論、いかに子供たちの、国民のために一元化論がプラスになるかということを考えた議論だと思います。

○佐藤(公)委員 ありがとうございます。

本当はもっと議論したい。僕は、きょうはすこ

くうれしいのは、政府・与党一体化で議論している感じがする。こういう形で委員会とか国会が運営されると、僕はおもしろくなると思う。本音の話ができますよね。どうか先生方にも、こういう対面方式で話ができて、言い合えるような形を考えいただければありがたく、与党の中でも御協議を願いたいと思います。

もとに戻ります。済みません、余計なことで、そういう中で、平成十二年の社会福祉施設等調査の概況ということがございりますけれども、見させていたく中で、保育所の私営、公営、入所といふか在所率というのが随分違うようにも思えます。この違いをどういうふうに厚生労働省さんと協議を願いたいと思います。

○岩田政府参考人 社会福祉施設等調査の結果でございますが、平成十二年十月一日現在の定員の充足率について、公営保育所と民営保育所で大きな違いがござります。公営保育所は九一%。定員に対して現在実際に入所しているお子さんの割合でございますが、これが九一%。民営保育所の場合には、一〇九%というふうになつております。

保育所における児童の受け入れにつきましては、従来から新エンゼルプランで推進してまいつておりますけれども、特に都市部を中心いたしまして多数の待機児童がおられる。これに対応するため、保育所の定員の弾力化、最低基準を確保する枠の中での弾力化でございますが、これを進めてしまつたわけでござります。本年度は、さらに定員の弾力化を一段と拡大いたしましたし、子供が年度途中に入所をする、そのため保育士を余計に加配しないといけないという場合には、その部分は短時間勤務の保育士を充てていいというような規制緩和も行つたところでございます。

率直に申し上げまして、公営の保育所はそれが地域で大変重要な役割を担つていただいておりますが、待機児童を解消するというために、最も基準を守つた上で定員の弾力化の受け入れの

停滞いたしました。その一方で、九〇年代に入り、子供を産んでからも働き続けたいとの女性の意欲が急激に高まり、保育要求も大きくなりました。しかし、政府は、まともに公立保育所を増設しようとせず、規制緩和による定数増や定員オーバーの容認で対処いたしました。

厚生労働省の資料では、九四年から昨年までに入所児童数が約二十万人ふえておりますが、大部分は定数増や定員オーバーによるものであります。それでも入り切らない児童のうち、一万数千名を認可外保育所に押し込んでおります。しかし、それでも待機児はふえ続けて、昨年四月には約三万三千名に達しております。

大臣に伺いたいのですが、先ほどの答弁では、その時々に必要な手は打つてきた、しかし、待機児が予想以上にふえたためにこうなったというお話をございますが、本格的な施設の整備などをせずに、その場しのぎでお茶を濁してきたツケが今こういう形で回ってきたのではないかと存じます。

○坂口国務大臣 小沢議員も、よく御理解をされた上でいろいろの御発言をしておみえになるものと思っておりますが、現在の経済状況を考えると、大変な国際化をされまいりまして、そして、その中に、日本の高齢化と両方の中でも現在日本の企業は置かれているわけございます。そうした中で、やはり女性の皆さん方も働いていたたかなければならない、そういう経済環境がだんだんと進んでまいりました。したがいまして、初め予測をしておりました以上のおさんを預けたいといふうに思つてきましたことは事実だといふうに思つております。

先ほどもお話をございましたとおり、待機児童をなくするというので二千億の予算を組んでもらいまして、そして三万二千でしたか三千でしたか、ちょっと正確な数字は忘れましたけれども、三万二、三千の皆さんの待機児童をなくしました。なくしたのですけれども、ちゃんとその分また次にふえただといった現象が起つてきておるわけございます。

七月六日の閣議決定「仕事と子育ての両立支援策の方針について」にも、保育の拡充は公立と社会福祉法人を基盤としつつ、さらに民間活力を導入するとの方向性が示されています。この方針では、保育所の整備を停滞させたりした誤りを、これを機に正さなければならぬはずであります。

これは、現在のこの経済の流れ、そして企業の中の状況等々、それらのことによつて起つてきているというふうに考えておりまして、その状況にやはり対応した形をとつていかなければならぬ。時代は変わってきたなどいう感じを私たちも率直に今受けているわけでございます。

したがいまして、新しくまたここで待機児童ゼロ作戦として十五万人分用意をする、今、十二年の四月では三万二千名の待機児童でございますけれども、恐らくその皆さん方を埋めたといいたします。それでも、また次に新しい待機をなさる方が出てくるであろう。そうしたことも見込んで、とにかく三年間で十五万人、ひとつぶやしていく体制をつくり上げていこうということになつた次第でござります。

○小沢(和)委員 共働きの夫婦にとって、幼い子供たちを安心して預ける先がないということはどう不安でつらいことはありません。

私自身、ずっと共働きで二人の子供を育ててまいりましたが、当時は三歳まで預ける保育所は全

くなくて、親戚や知人などを頼るほかはありませんでした。その体験から、私自身も、みんなで無

いとかいうような運動にも参加をしてまいりました。あれから四十年もたつた今も、三万数千人待

た。あれから四十年もたつた今も、三万数千人待

に正さなければならぬはずであります。

ところが、本改正案は、基盤とされている公立及び社会福祉法人の拡充には一言も触れておりません。第五十六条の七で、保育への需要が増大している市町村は、「社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の実施に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする」と規定し、市町村に事実上、公立を増設することではなく、企業の参入を求める努力を義務づけております。

これは、事実上、閣議決定と違う方向ではないでしょうか。ついでながら、ここで言う「その他多様な事業者」とは何を想定しているのか。提案者にお尋ねします。

○塙崎議員 小沢委員の御指摘でございますが、その他の必要な措置として、いろいろこれからPFI等々の指標も設けようと言つておりますが、基本的に、先生今おっしゃったように、保育に係る基盤整備を図る責任というのは、当然のことながら市町村にあるわけであります。

ただ、そのサービスの提供の主体については特段の規定が置かれているわけではなく、また、昨年三月に、御案内のように、この主体についての規制緩和が行われました。この一年余りでいろいろなところ、新しく市町村あるいは社会福祉法人以外の主体による保育所の認可状況を見てみますと二十七あります。先ほどもちょっと御質問にお答えいたしましたが、学校法人が六、宗教法人が六、株式会社、有限会社が六、それで個人が五、は、地方自治法や児童福祉法で市町村の責任とされております。國は、それを支援する責任があります。

きやいけないものは同じだ、こういうことでありますから、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、何といつても一番大事なのはサービスの質、つまり、いい保育が行われるということが担保される仕組みの中で、民間の知恵も活用しながら、どうやって待機児童の解消を早期に図るか。

それも、公的な部門の負担を、資金的な負担を軽くしながら、ということは税負担を軽くしながら、どうやって工夫をできるのかということだろうと思つております。

○小沢(和)委員 私は、閣議決定でも、保育の拡充は公立と社会福祉法人を基盤としつつ、さらに民間活力を導入してあるところから見れば、公立などをつくるという積極的な努力もしながら、公的な部門の負担を、資金的な負担を軽くしながら、いいことがですか。

が閣議決定の立場ではないかという気持ちでお尋ねしたのですが、いかがですか。

○塙崎議員 先生の肝心なお気持ちを、少しお答えをせずに、大麥失礼しました。

おおっしゃるとおりだと思いますが、基本的には、今回の、特に待機児童が多いところというのが都市部になるわけですね。そうすると、市長さんがどういう方法で待機児童解消をするのかといふところにかかるのであって、もちろんうとこころにかかるのであって、もちろん国がそれにバックアップをつける、今度は賃貸をする場合にも補助金をつけましょう、こういうことをやろうと言つているわけであります。

基本的な哲学は、今申し上げたように、責任は市町村にありますし、今まで、五十年の脈々たる歴史を持つ社会福祉法人もやつてきました、もちろん公営の保育園もやつてきました。それがベースであることは変わりはないわけでありますけれども、何といつてもスピード的に待機児童の問題を解消しようというときに、それぞれの市町村長さん、特に市長さんたちが、あるいは東京であれば区長さんとか、そういう人たちがどういうリソースを活用してやるのかということの中に賃貸とうのも出てくるだろうし、例えば賃貸の中でも、PFIもあれば、それから今の空き教室、空き学

校、そういうところを活用するというのも入って

くるわけであって、基本的な哲學に変わらなければ、どうやって民間の力を活用して導入していくか、こうしたことだと思います。
○小沢(和)委員 私は民間の活力を活用するなど言つているのではないのですけれども、市町村が主体になつてやるべき仕事をやらぬで民間だけを活用しようというのは納得がいかないということを私は言つておるわけです。

次に聞きますけれども、この法案ではP.F.I法を活用することを見送ったと言われております。確かに、当初与党三党案として伝えられたものと比較すると、その文言は削られております。しかし、第五十六条の七では「公有財産の貸付けその他必要な措置を積極的に講ずる」と書かれております。

公有財産の貸し付けは P.F.I 法の重要な手法の一つで、その上、他の必要な措置を講ずることもできるのであれば、言葉を割つても、P.F.I 法を活用するという考え方方はそのまま残つていいのではないか。さつきから答弁者はそのことをもう認めておられるようなのですが、そ

P.F.I法を活用することを見送ったように見えたが、これはどうやらわしくて、非常にそういう点でかえって紛らわしくなってしまった。初めから、言わわれているとおりの姿を出してもらつた方がよほど我々にははつきりわかるのではないか。

わけであります。

考え方もございました。ただ、他の政党の中でもう少しそこは考え直してもいいのではないかどうかという意見もありました。しかし、PFIなどいうのは公的な負担の軽減に、長い目で見るとそれはつながらないかもわからないけれども、まず第一に資金繰りでうまくいくかもわからない、そして民間活力を活用することによって、先生も今お認めになりましたけれども、そのことによつてコストダウンが図られて、結果としてタックスペイヤーの負担が減るということもあるということです、我々としては決してPFIを否定しているわけではないわけであつて、それは市町村長さんたちがそれぞれの目的に応じてやるときにおとりになる手法である、それを認めるという意味でこう見る見方になります。

末にこういうふうになつたといふように御理解をいただきたいというふうに思います。
○小沢(和)委員 以下は政府にお尋ねをしたいと思うのです。
企業は本来、利益追求を目的として活動するも

のであります。保育所に企業が参入するためには、利益を上げ、それを配当し、さらに他に自由に投資することが認められることが必要です。既に七月の総合規制改革会議の中間取りまとめも、「民間企業が効率的な経営の結果として得た利益の使用に關し、保育の事業拡大のインセンティブを阻害しないよう、関係通達の見直しを行ふ」と明示しております。

この取りまとめどおり、近い将来利益の自由な処分を認めるのか、この際はつきりさせておいていただきたいと思います。

○岩田政府参考人 保育所の運営費は、最低基準を維持するための経費として支弁されておりまして、保育単価、これは子供の年齢ですか保育所の定員規模で決まっていくわけですから、保育単価を前提に積み上げて、そして補助をいたしております。したがいまして、配当を行う前提と

なるような利益相当分、大きな利益相当分が生ずる二、「う二」は通常考へて二、「つ」で二、「ま

なお、保育所運営費を配当や保育事業以外へ繰り入れたとという施設が板に出てきました場合には、補助金の一部でございますけれども、公共施設とそれから私立の施設の職員給与の格差を是正するための民間施設給与等改善費・民改費と言つておりますが、その支給をしないといったような取り扱いをいたしております。

今小沢議員が言われました総合規制改革の中での議論でございますが、主張なさつておられる先生の御意見は、保育所、保育事業に再投資できるような余地をもつと認めるべきではないかといつています。利益をたくさん生んで、それをほかの事業に寄付していくこと、投資、朱正の男で配当する

○小沢(和)委員 どういう形にするのが保育所を運営していくただく株式会社の会計基準として適当か、これからまた引き続き検討してまいりたいと思います。

もうかるような単価にはなっておらない、だから配当まで想定していないといふお話ですけれども、会社の参入を認めるということは、会社は利益を生むよう活動しなければならないですから、そうすると、どうしても、さらには利益を生もうということで、いろいろと工夫することになると思うのですよ。

その点でお尋ねしたいのですが、これまでの規制を撤廃したり一層緩和したりするということによつて、保育所の運営をもうかるような仕組みにしていくことはないのか。特に保育所運営費の八割は人件費と言われており、一番手っ取り早い効率化は、保育士の入件費削減です。実際、東京都三鷹市の市立保育所の運営が今年四月から

企業に委託されておりますが、所長以外はすべて一年契約の保育士で、賃金も大幅に切り下さられ

たと聞いております。本法案によって、こういうやり方が広げられていくことはないのか。
また、もうかる保育所にするためには、さらに児童の待遇の切り下げも必要となります。大阪府堺市では、民営化で、保育士の人員費切り詰めとともに、児童の経費も三十六万七千円から十八万円に切り下げられたと聞いております。既に数年前から、児童一人当たりの床面積も小さくてよいことにして、定員増をさせ、その上、定員オーバーを認めるようになったことは先ほど申しました。その結果、各地でひどい保育状況が生じておりますし、奈良市内の保育所では、児童が部屋からあふれ、廊下で食事をしていると写真つきで新聞に報道されております。これは去年の新聞ですかねで、写真が載つてあります。そういう

う、同じような状況が大都市を中心にななり広がつているようであります。
大臣にお尋ねしたいんですが、こうした状況を直ちに改善すべきではありませんか。

明をさせていただきたい、と思います。
が、すべて最低基準を遵守する、保育指針の内容を遵守する、そういう大きな前提の中での私どもの取り組みでござります。
そして、認可保育所は、運営の主体のいかんを問わず、ですから社会福祉法人であれ株式会社であれ、その最低基準を遵守する、そのため必要な人件費等の運営費を支弁しているわけでござい
ます。
そして例えば、補助金の人件費をほかの科目に流用するとか、先生のお言葉を使いますと、人件費を切り詰めて、あるいは児童に対する処遇を切り下げる、そして余剰をつぶつて積み立てるといったようなことを先生御指摘されましたけれども、そういう余剰金を積み立てるといったような場合、これは自由にできるということではござい

ませんで、都道府県が関与をして、そして、人件費をほかの科目に流用していいか、あるいは積立金を認めるかというようなことを監視いたしております。

その場合に条件が幾つかございますが、人件費が適正に払われているとか、児童の処遇が適正になされているというようなことは条件の中に入っていますから、そういうことをなし崩しにして、人件費を削ってほかの科目に持つていてはいけないが、余剰金を無理無理生み出すとかいうようなことは、今の仕組みの中ではできないように歯止めをかけているところでございます。

○小沢(和)委員 歯止めをかけていると言うが、実際にこういうことがあるということを私は指摘しているんですから、ぜひ調べて改善をさせていただきたいんです。

今、保育士の労働条件や児童の一般的な処遇の改悪ということを申したんですが、それにとどまらないで、給食の安全性にかかる問題まで起こっているんです。

先日、私の地元の保育所から、うちではゼロ歳児保育をやっているが、乳児三人に一人の保育士を配置しているものの、調理員の配置が少なくて離乳食にまで手が回らず、配置された保育士が児童室で調理を行っている、これでは衛生面でも心配だ、何とかならないのかとの陳情が参りました。ここは、厚生労働省の通達を受けて、定員よりも相当に上回る児童数を受け入れております。しかし、調理員の最低基準は、四十六人以上に二名配置、百五十一人以上に三人配置で、それ以上何人児童がふえてもそのまま決めております。これでは、月齢も発達段階もさまざまです。この保育所では、以前も保育士が調理をして中毒事件を起こしたことがあるということで、もうこんなことは繰り返したくないと思い余つての

私への訴えだったわけあります。

私は全国の状況についても調査しましたが、こうしたことは各地で常態化しております。国の最低基準そのものが低いことが問題だと思いますが、調理員ではない保育士が離乳食調理を行っておりますから、そういうことをなし崩しにして、人件費を削ってほかの科目に持つていてはいけないが、余剰金を無理無理生み出すとかいうようなことは、今の仕組みの中ではできないように歯止めをかけているところでございます。

○岩田政府参考人 食中毒などがあつてはいけないというのは、先生の御指摘のとおりだと思いまして。現状を至急改善する必要があるのではないか。お尋ねします。

調理師につきましては、何人設置をするというのは最低基準ではございません。これは、国が引受け金をするときの積算の基準として、今先生が引用なさいました子供の定員の人数規模に応じて、目安として調理師何名というとこを積算の、計算上のものとして用いておりますけれども、最低基準はございません。

○坂口國務大臣 したがつて、市町村あるいはその施設が、その責任で何人調理師を配置するかというのをお考えいただいてお決めいただくことになつております。標準はございません。

○小沢(和)委員 時間が来たようですからもうこれまで終わりりますけれども、厚生労働省が下さった資料によりますと、保育所における食中毒事件は、昨年までの三年間で四十八件、患者数で合計千八百三人に上つております。ひどい年は年間患者数が七百四十九人。原因の多くは、サルモネラ菌によるもの、あるいは〇一五七によるものなど、抵抗力の弱い乳児等にとって命にかかる深刻なものが多いわけです。

○坂口國務大臣 だから、重ねて申し上げたいのですが、せめてこれが全部やらないければ国が回らないというようなことはいけないと私たちを考えております。できる限り民間の皆さん方にお願いをして、民間の皆さん方におやりをいただく中でやはり回転をしていくという國づくりをやらなければならないと思っています。したがいまして、この保育の問題につきましても、民間の皆さん方に積極的に協力をしていかなければなりません。

○岩田政府参考人 食中毒は本当に申しわけない

ということふうに思つておりますので、その都度、原因の究明に努め、問題がある場合には都道府県を通じて指導いたしておりますし、繰り返し繰り返して関係者の注意を促しているところでございます。

○小沢(和)委員 先ほど申し上げましたように、調理員を何人配置するかということにつきましては、市町村の責任でやつていただいておりますので、直ちに国

の補助金の中でどうのはなかなか困難かというふうに思います。

○鈴木委員長 次に、中川智子君。

はり少し無理がある。私たちは、そうは考えておりません。

すべての人的配備等につきましても、今局長から申し上げましたとおり、その最低ラインといふものは決めているわけでございます。

○坂口國務大臣 議員との間でいろいろお話し合いをさせていただいたあるということございまますので、少し読ませていただきますが、申しあげません。

労働契約の形式上期間を定めて雇用されている者であつても、当該契約が期間の定めのない契約と実質的に異なる状態となつていてる場合には、育児休業及び介護休業の対象となるので、どのような者がそれに該当するのか、できる限り明確な指針を定めることといたします。

○中川(智)委員 指針の内容と、うに非常に重いものがあると思います。ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと思います。

○岩田政府参考人 そしてまた、次なんですが、いかに両立でお互いに責任を持ちながら頑張っていくかというところでは、やはり今のような残業、さまざま長時間労働というのが本当に不ックになつてしまります。短時間勤務制度というのを一律に義務づけるということなど、勤務時間の短縮の措置といふものに対して前向きな取り組みというのが今回きつりされるかどうか伺いたいと存じます。

○坂口國務大臣 今回は勤務時間の短縮等の措置の義務の対象となる子の年齢を三歳まで引き上げましたが、勤務時間の短縮等の措置は小学校就学の始期までの子供を対象とすることが望ましいと考えております。措置の導入が今後進むに従いまして、今後積極的な指導、支援に努めてまいりたいと考えております。

けさは、午前中は、育児・介護休業法の参考の方々のさまざまな御意見をちょうだいたしました。前半は、育介法の確認を幾つかさせていただいたい点がございますので、御答弁をお願いいたします。

まず、やはり今回の育児・介護休業法の中で、有期雇用、期間が定められていてる労働者の有期雇用労働者を育児休業制度の対象とするということについて前向きにしっかり取り組んでいただきたいと思います。

○坂口國務大臣 議員との間でいろいろお話し合いをさせていただいたあることございまますので、少し読ませていただきますが、申しあげません。

労働契約の形式上期間を定めて雇用されている者であつても、当該契約が期間の定めのない契約と実質的に異なる状態となつていてる場合には、育児休業及び介護休業の対象となるので、どのような者がそれに該当するのか、できる限り明確な指針を定めることといたします。

○中川(智)委員 指針の内容と、うに非常に重いものがあると思います。ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと思います。

○岩田政府参考人 そしてまた、次なんですが、いかに両立でお互いに責任を持ちながら頑張っていくかというところでは、やはり今のような残業、さまざま長時間労働というのが本当に不ックになつてしまります。短時間勤務制度といふのを一律に義務づけるということなど、勤務時間の短縮の措置といふものに対して前向きな取り組みといふのが今回きつりされるかどうか伺いたいと存じます。

○坂口國務大臣 今回は勤務時間の短縮等の措置の義務の対象となる子の年齢を三歳まで引き上げましたが、勤務時間の短縮等の措置は小学校就学の始期までの子供を対象とすることが望ましいと考えております。措置の導入が今後進むに従いまして、今後積極的な指導、支援に努めてまいりたいと考えております。

○中川(智)委員 今の大臣の御答弁で、あくまで短時間労働がベースになるべきだと方向性が示されたと理解いたしまして、期待をいたしております。

次ですが、やはり男性の休業取得促進というのがなかなか前に進まない。とつた方は、それで新聞で連載ができるぐらい珍しいという形で取り上げられております。非常に情けない状況だと思いますが、それはやはり職場の環境というのが非常に大切だと思います。男性の育児休業取得促進のためにしっかりと取り組むべきだと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○坂口国務大臣 育児休業取得者に占める男性の割合は、平成十一年度で二・四%と低い水準ございます。この背景には、固定的な性別役割分担意識でありますとか、あるいはまた職場優先の企業風土から事業主や職場の理解が不足している現状もあると考えております。

このようなことから、今回の改正法案におきましては、固定的な性別役割分担意識の解消でありますとかあるいは職場優先の企業風土の是正を図りながら、仕事と家庭の両立を容易にしますため、国が意識啓発を行うことを盛り込んでいます。

法案が成立いたしました暁におきましては、男性の育児休業の取得促進に配慮した広報、啓発を早急かつ積極的に行なうとともに、男性の育児休業取得促進について調査研究を行い、有効な措置を講じてまいりたいと考えております。

○中川(智)委員 やはり両性が、子供を男性も女性とともに育て合う、それによって子供自身のさまざまな影響というのは非常に深い。

私も子供を二人育てましたが、すごくいたくたに疲れて帰ってきた夫も、一番大変なときに子育てと一緒にやらないと将来説教ができない、本当に大変なときに入任せきりだと説教ができないということです。眠い目をこすりながら頑張つていましたが、本当に、昼間ゆったりと買い物に行ったり散歩に行ったり公園と一緒に遊んだり、そし

ておしめをかえたり料理をつくつたり、すばらしきますので、お昼休みはほとんどない。ちょっとと時間があいたところには連絡帳とかをわざと書きます。

最後ですが、フルタイム労働とパート労働との相互転換制度というのを社民党はかなり主張していました。これに対して、男女労働者に対してもそのライフスタイルに合わせた働き方というのを進めるための指針の策定が必要と考えますけれども、大臣はいかがお考えでしょうか。

○坂口国務大臣 各企業が事業と子育ての両立などを労働者のライフスタイルに応じた多様な雇用形態や待遇、弾力的な労働時間制などに一層積極的に取り組むことは、非常に重要であると思っております。

今後とも、正社員の短時間勤務制度の普及やパートタイム労働者のフルタイム労働者への登用の促進等を含めまして、労働者のライフスタイルに応じた柔軟な雇用管理システムのあり方などについて幅広く議論を進めてまいりたいと考えております。

○中川(智)委員 それでは、続きまして児童福祉法の質問に入らせていただきたいと思います。

私は、育児・介護休業法、これに関しては、一步前進、遅まきながら一步前進だと考えておりまます。この児童福祉法も一步前進と言いたいのですが、進んだその一步が沼地であるということを非常に心配しております。公の部分で余りにも進まない、必ずぶずぶにならないように、幾つかの点を質問したいと思います。

○中川(智)委員 その一歩が沼地であるということを非常に心配しております。公の部分で余りにも進まない、必ずぶずぶにならないように、幾つかの点を質問したいと思います。

私は民間活力というのは非常に大事だと考えております。公の部分で余りにも進まない、その中で、やはり相互に補完し合うということは大事だと思ふります。

○中川(智)委員 私もいろいろな経験をしてきましたが、保育所にもアルバイトで勤めたことがあります。本当に物すごく重労働です。午睡といつて、お昼寝を子供たちがしたときにはほとと一息できるのじやないかと思われると思うのですが、子供というのは同じ時間にびたつと寝ないのですよね。こっちが寝た

か、明確に示してください。

○岩田政府参考人 保育の質を確保するために本

当にしっかりとやらないといけないと思いますが、まずは最低基準を必ず守る、それから保育指針と

い、これはソフトの分野ですけれども保育指針も守る、これが大前提でございます。その上で、

サービスを利用する方がしっかりと保育所を選択できるように、そういうことで二つのことが大きくなります。

一つは、情報公開、ディスクロージャーだといふふうに思います。情報公開を市民、利用者にすることによって、利用者が、これが自分たちに

とつて最もいいといいういい保育所を選んでいただくというのが一つでございます。もう一つは、第三者、専門家である第三者が評価をし、その評価結果を利用者にまた提供するということをございます。これは今研究会を設けて研究いたしております。

三者評価も実施に移してまいりたいといふに思つております。

○中川(智)委員 その評価がどのように行われるかということが大事であって、もう民間参入して

いて、その前にそれがあるべきで、そういう基盤整備ができてからこのようない法規がきちり通る

ということをやつていくか、その中身さえまだ示されないという状況ですね。今、もう一度ちゃんと第

三者機関の評価システム、もう少し明確に答えてください。

それと、それに関連するんですが、現在、認可外保育所に対する県の監査でも、都市部では二年

に一回ですよ。年に一回というのが現実です。

その監査でさえ、待機児童の私的契約なんという

当たり前の大なものを見過ごすなど不十分なま

りないものですね。都市部では認可外といふのは膨大な数になつてゐるわけです。そのソフト、

三八

そのような人材というのがきつちり確保できるのか、どこまで積極的な調査を行えるのか、これが甚だ疑問ですから、そこをもう少し、どうなつて、どのような機関が、どこが責任主体で評価システムが行われるのか、答えてください。

○岩田政府参考人 今は、評価基準の中身の検討がやっと試案ができただとふうことでございまして、例えば児童福祉施設、いろいろな種類がござりますけれども、保育所ではどういう項目についてチェックすべきか、児童養護施設の場合にはどういう項目をチェックすべきかといつたような

を聞きましたが、市町村は納得していますか
ら。市町村は一生懸命、空き教室を利用したりと
か、最低基準に市町村のお金を上乗せしてきつち
りした質のよい保育をやるために一生懸命努力し
ているのに、いきなり企業参入とばと頭越しに
ということで市町村の批判がかなり強かつたです
が、市町村の御意見というのはしっかりと聞いた上
での今のお話でしょうか。市町村の協力体制とい
うのは盤石でしようか。

○若田政府参考人　さまざまなもの機会に、年に相当
の回数になると思いますが、都道府県それから指

○岩田政府参考人 保育士も雇用労働者でございま
すから、労働基準法を初め働く人たちの労働
条件を守る諸法令にしつかり保護されているとい
う点では変わらないというふうに思つております
す。
○指導基準、お給料とか有休ですか、またさまざま
な労働条件というのが指導基準というののはさ
きつちりあるのかどうか、この身分保障が守られ
ているかどうかのチェックはどうがどのようにな
るのか、お答えください。

ますから、そういう状況はしつかりフォローして、問題があるということであればまた知恵を絞らないといけないというふうに思つております。現状を聞いておりますことによりますと、有期雇用の保育士の場合であつても、特段の事情がなない限りはまた更新をされて、同じ保育士の方が同じ保育所でやつておられるというふうに聞いておりますけれども、先ほど申し上げましたように、新しい試みでございますので、その状況はしつかり把握してまいりたいと思います。

とについて議論を重ねていただきまして、検討項目といいましょうか、チェック項目について試験がでていてるわけでございます。
これから早急にやらないといけないことは、審査をする機関、まさしく先生がおっしゃいました、これは第三者、保育所でもない、行政でもない、利用者でもないということだと思いますが、第三者的機関で評価をしていただくということになると思いますが、具体的にそれはどこにお願いするのかとか、それから、実際に評価をする方の資質の問題もありますので、評価者の養成というのも急いでやつてしまらないといけないというふうに思つております。まだ具体的なお答えができるうちに申しわけございませんけれども、今年度中には困めたいというふうに思つております。

定都市、中核市、このあたりとは会合する機会が何度もございまして、私どもの情報、私どもの問題意識と自治体が持つておられる情報、問題意識をすり合わせをしながら、そういうものを共有しながら一步一歩進めてきているつもりでございまして、自治体の御意見をしっかりと聞きながらこれからもやっていくべきであるというのは先生がおっしゃるとおりだと思います。

○中川(智)委員 やはり、最低基準とか保育指針といつて、結局それを守るためにどこにしわ寄せが行くか、私は子供だろうと思います。保育の質を低下させないといふことは、子供をどう国が守っていくのか、その基本的なものをきちり持つていないとても悲惨なことになるということで、ぜひともしっかりした評価システムをつ

形態についてでござりますけれども、これを国が一律に、例えば有期契約を禁止するといったような形で基準を設けるということは難しいというふうに思いますが、保育の実施主体は市町村でございますので、それは質も含めてその責任は市町村にあるわけでござりますから、保育の質を確保する観点から、例えば民間企業に保育所の運営を委託するというような場合に当たつても、自治体において保育の質の観点から保育士の労働条件についても御配慮いただければというふうに思っております。

○中川(智)委員 今労働基準局、労働局、さまざまそのようなところで労基法に照らし合わせていうふうにおっしゃいましたが、やはり一年契約などでしたらば不満のある人、文句のある人は

○岩田政府参考人 アメリカの例もまたござりに勉強したいというふうに思っております。
概略的な印象でございますけれども、アメリカの保育行政は、日本と比べて低所得層を念頭に置いていた、低所得層対策という色合いが大変強いといふふうに思います。それと比べまして、我が国の場合には、全国に二万二千ヶ所の認可保育所ございまして、百九十万人の子供が最低基準に守られて、保育指針に守られてそこで育っているというわけでございますので、アメリカと比べまして

あわせて、認可外保育施設に対する立入調査についてですけれども、やはり膨大な数がござりますので、今は優先順位を決めてやつていただいておりますが、いわゆるベビーホテル、これは全金必ず立ち入りをしていただくようにということをやつていただいておりまし、また、問題が発覚したようなところは緊急にいつでも立ち入るといふふうなこともやつていただいております。また、市町村のお力をかりなければ都道府県だけではできませんので、市町村との協力体制というのも構築していただきたいというふうに思つております。

くごていたたくよりにお願いいたします。それと、やはり先ほど申しましたけれども、保育士の身分保障。今企業参入している企業でも契約は一年契約ということです。アメリカでも、もう既に市場原理の中で民活でやられているわけですが、結局長くて四年。アメリカの場合も保育士の雇用形態というのが長くて四年、四年に一回はかわってしまう。そこで、やはり私は、親がわりの保育士がころころかわるということ、それがいかに子供の成長にとって悲しいことであるかということを言いたいわけです。

保育士の身分保障というのは企業への指導基準というのがきつちりあるのかどうか、そして、そ

○岩田政府参考人 なかなか難しい御質問だと思いますが、私は何か手でたてはしないんでしょうか。ほかには何か手でたてます。

今民間企業が保育所に参入するというのは、保育行政の中では歴史は新しいものでござりますし、また、株式会社に保育所の運営を業務委託するというのも、新しい事例が出てきたばかりでござります。

それが、こういうふうなところで非常に身分に対してもう少しりんされてやめざるを得なくなつたということを言つていった場合に、それに対しての国が果たす役割というのは、そこでは労基法によるそれしかないんでしょうか。ほかには何か手でたてはないんでしょうか。

國の保育行政というものは、質、量ともに誇つていいものがあるというふうに思います。規制緩和については、新しい試みでござりますので、アメリカ等の例もまたしつかり勉強したいと思います。

○中川(智)委員 大臣にちょっと伺いたいんです
が、私は、いいような形でこの民間参入というの
が進んでいいべきですが、結局、保育士が疲れ
たら、そのいらいらというのはやはり子供に向
かってしまうわけですね。やはり、お給料も低い
い、仕事はこんなに大変、そして結局一年契約の
不安定な職場にならざるを得ないときには、私は、

保育士の身分保障というのは企業への指導基準というのがきつちりあるのかどうか、そして、そ

また、株式会社に保育所の運営を業務委託するというのも、新しい事例が出てきたばかりでござい

い、仕事はこんなに大変、そして結局一年契約の不安定な職場にならざるを得ないときに、私は、

この新しい試みといふのを、三年なり先にもう一度実態把握をして見直していく、その時点で一たん立ちどまつて、実際にこのものがどのように機能しているか、子供たちのためになつてゐるのか、また、働く親たちが喜ばれるものになつてゐるのかということをそこで再検討すべきだと思ひますが、大臣はいかがお考へでしようか。

○坂口国務大臣 この保育の問題、新しい試みもたくさん入つてゐるわけでございます。民間の方にいろいろのお願いをいたしておりますが、それは株式会社でありましても、それを經營していく一般の福祉の問題でも同じでござりますが、民間の皆さん方がおやりをいただきますときは、やはり福祉に対して、あるいは育児に対する理念でもつてやつていくかということが、そこが大事なところでありまして、そこがしっかりとすれば、私は、立派な保育、立派な福祉というものをやりただけるのではないかというふうに思つてゐる次第でございます。

どうぞひとつ、私たちもこれから新しい試みをするわけでございますから、年々歳々その線のところは十分に見直しを行ながら進めていきたいというふうに思つておりますし、もし誤りがあるようなことがございましたら、それは絶えずそこは手直しをするということを行ながらやはりやつていかなければならぬと、いうふうに思つてゐる次第でございますので、またいろいろと御指導、御鞭撻をいただきましたら幸いでございます。

○中川(智)委員 それでは最後に、先ほど局長が情報公開のことをおつしやいました。これは一つの事例ですが、滋賀県などが公開をした無認可保育所の監査結果といふのは、施設概要と職員数、定員、保育士資格者数などについての改善指導事項だけだったわけですね。

でも、本当に欲しい情報というのは、そこなど

ただけの経験のある保育士さんたちが働いているか、そこにはどのような理念で保育所を經營しているかとかいう、もっとわかりやすく、利用者が知りたい情報というのがなかなかなくて、皆さん迷つていらっしゃることが多いと思うんです。特に民間の活力ということで参入があつたときに、は情報公開というのがネットになると思いますが、そのようなモデルといふものを、今、少しだけわかりやすく教えていただければと思います。

○岩田政府参考人 認可保育所については、情報提供のシステムを構築しております。——子育てネットという名前でインターネットでも公表して

おりますが、まず地図が出てきまして、その保育所にアクセスするにはどういうふうにしたらいいかといふところから始まりまして、今まさに先生

おつしやいましたよな、職員の配置の状況ですかとか、それから、保育園の園長先生の保育所の運営方針といいましょうか、保育方針などの情報を

そこがどこまでチェックできるのか、保育の質が低下しないということに対し、この法律がどこまで責任を持てるのかと、これが極めて不安でございます。一步前進の先が沼地かもしれないといふ不安がぬぐえなかつたものですから、本当にますます努力していく、その先の、もっと改善した形でいろいろなものが心配なくなつたときに、また本当に、子供たちのためによりいい環境をつくりたいと思います。

終わります。

○鈴木委員長 この際、お詫びいたします。
第一百五十一回国会、山花郁夫君外五名提出、児童休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案及び金田誠一君外五名提出、児童福祉法の一部を改正する法律案につきまして、それぞれ提出者全員より撤回の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○鈴木委員長 第百五十一回国会、内閣提出、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案及び津島雄二君外八名提出、児童福祉法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○鈴木委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○鈴木委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○鈴木委員長 第百五十一回国会、内閣提出、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案及び津島雄二君外八名提出、児童福祉法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○鈴木委員長 この際、第百五十一回国会、内閣提出、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について討論に入ります。

○鈴木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 これより第百五十一回国会、内閣提出、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について討論に入ります。

○鈴木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○鈴木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

節載君。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 起立総員。よつて、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○鈴木委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○鈴木委員長 この際、本案に対し、棚橋泰文君外六名から、自由民主党、民王党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び保守党の六派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたしました。水島広子君。

○水島委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び保守党を代表いたしまして、本動議について御説明申し上げます。

案文を朗読して説明にかえさせていただきま

す。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護

を行う労働者の福祉に関する法律の一部

を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 法の実効性を確保するため、本法に基づく

諸制度や指針の周知徹底を図るとともに、的確な助言・指導・勧告を実施すること。

二 男性の育児休業取得促進について調査研究を行い、有効な措置を講ずること。

三 各事業所における子の看護のための休暇制度の早期の導入を促進するため、事業主に対する格段の相談・指導・援助に努めること。

四 男女労働者がともに職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするため、Iし〇第百五十六号条約の趣旨を踏まえ、職場における

る固定的な役割分担意識や職場優先の企業風土の是正に向けた労使の努力を促すよう努めること。

備するためにも、政府目標である年間総実労働時間千八百時間の実現へ向けて、関係省庁間の連携・協力を一層強化し、政府が一体となつて労働時間短縮対策を総合的に推進すること。

六 子どものしあわせを第一に考えつつ、待機児童の解消を目指して保育所等の受入れ児童数の拡大を図るとともに、延長保育、休日保育、乳幼児健康支援一時預かり事業、放課後児童クラブなどを少子化対策推進基本方針及び新エンゼルプランに基づき着実に推進すること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

(拍手)

○鈴木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○鈴木委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鈴木委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決すべきものと決しました。

○小沢(和)委員 私は、日本共産党を代表して、

自民党、公明党、保守党的与党三党共同提出の児童福祉法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行います。

本法案に反対する第一の理由は、その立法過程

にとつて大きな後退をもたらすものであり、また

の非民主性にあります。

本法案では、新設される第五十六条の七により、企業の参入が一層推進されいくことになります。これまで、規制緩和の方針に基づき、通達によつて民間事業者に業務委託を進めてきましたが、新たに法文化することにより、一層強力に民営化などが推進されることになります。このよ

うな重大な法改正を行うことについて、一体どれだけの保育団体や関係者の意見を聞いたのか、全く疑問であります。

本法案に対する附帯決議の実質は、PFI方式、いわゆる民間資本の活用による公共施設の整備を行う方式を

保育所に取り入れようとしているからであります。

ただの保育団体や関係者の意見を聞いたのか、全く疑問であります。

ただの保育団体や関係者の意見を聞いたのか、全く疑問であります。

本法案に対する附帯決議の実質は、PFI方式、いわゆる民間資本の活用による公共施設の整備を行う方式を

保育所に取り入れようとしているからであります。

ただの保育団体や関係者の意見を聞いたのか、全く疑問であります。

本法案に対する附帯決議の実質は、PFI方式、いわゆる民間資本の活用による公共施設の整備を行う方式を

保育所に取り入れようとしているからであります。

ただの保育団体や関係者の意見を聞いたのか、全く疑問であります。

本法案に対する附帯決議の実質は、PFI方式、いわゆる民間資本の活用による公共施設の整備を行う方式を

保育所に取り入れようとしているからであります。

本法案に対する附帯決議の実質は、PFI方式、いわゆる民間資本の活用による公共施設の整備を行う方式を

保育所に取り入れようとしているからであります。

本法案に対する附帯決議の実質は、PFI方式、いわゆる民間資本の活用による公共施設の整備を行う方式を

保育所に取り入れようとしているからであります。

を認めしていくことを意味しております。

以上述べましたように、今回の改正法案は、公的保育所の整備を怠ってきた政府の責任を免罪するにとどまらず、多くの父母が望むもっと多くの保育所をという要求を逆手にとつて公的保育制度の解体に道を開くものであります。

今から五十年前に採択された児童憲章では、児童は人としてどうとばれる。児童はよい環境の中で育てられて重んぜられる。児童はよい環境の中で育てられる」と高らかにうたっております。さらに、児童権利宣言では、人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負うべきと宣言しております。

この精神に立つなれば、到底、与党三党の改正案には賛成できないことを表明し、反対討論を終わります。(拍手)

だけの保育団体や関係者の意見を聞いたのか、全く疑問であります。

ただの保育団体や関係者の意見を聞いたのか、全く疑問であります。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一条中「平成十三年十月一日」を「公布の日」に改める。

附則第六条を附則第八条とし、附則第三条から附則第五条までを二条ずつ繰り下げる。

附則第二条の次に次の二条を加える。

(子の看護のための休暇制度の普及のための努力の促進)

第三条 国は、子の看護のための休暇制度の普及のための事業主、労働者その他の関係者の努力を促進するものとする。

(検討)

第四条 政府は、附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行後三年を経過した場合において、新法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、子を養育する労働者の福祉の増進の観点から子の看護のための休暇制度その他新法に規定する諸制度について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。